

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月14日
【計算期間】	第14期 （自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日）
【ファンド名】	りそなジャパンCSRファンド
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

ファンドの目的

この投資信託は、パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信 追 加 型 投 信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
	年2回	日本	
		北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	欧州	
	年6回 （隔月）	アジア	
不動産投信	年12回 （毎月）	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ
		中南米	
その他資産（投資信託証券（株式 一般））	日々	アフリカ	
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変異型	その他 （ ）	中近東（中東）	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類・属性区分の定義 >

- ・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・国内・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（投資信託証券（株式 一般））・・・目論見書または信託約款において、投資信託証券へ

の投資を通じて、実質的に株式（株式 一般…大型株、中小型株の属性区分にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの

- ・年2回・・・目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・日本・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）のみに投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

1. 「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考えに基づき、わが国の取引所上場株式を実質的な主要投資対象とし、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の観点を重視した運用を行います。

- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

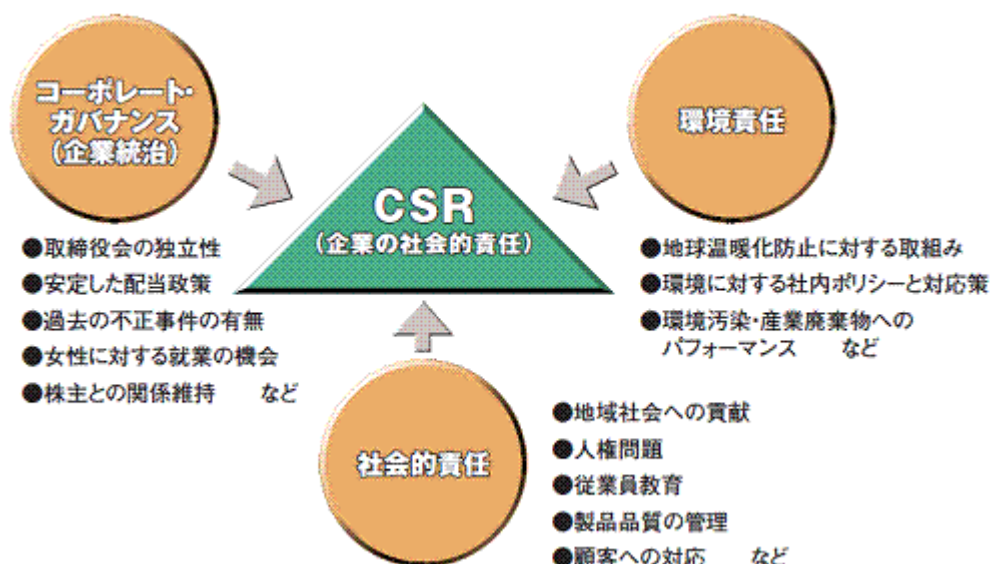
受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。



マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

2. 投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の3つの概念からISS（Institutional Shareholder Services）社が調査・分析を行い提供される情報を参考に選定します。

<CSR投資の3本柱と評価項目>



ISS社の評価項目は250以上にわたります。

<ISS社の調査分析手法>



ISS社は、コーポレート・ガバナンスの調査・分析や議決権行使サービスを提供する世界でトップレベルの調査会社です。世界各国でコーポレート・ガバナンス、議決権行使、CSR等のリサーチを行っています。

3. TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

< TOPIX（東証株価指数）とは >

東京証券取引所が算出、公表する日本の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を、1968年1月4日を100として指数化したものです。TOPIX（東証株価指数）に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

4. ポートフォリオの構築にあたっては、委託会社独自の分析・手法を用います。

- 企業のライフサイクルに着目した分析・手法を用いて、最終的な投資候補銘柄を選びます。株価水準や流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

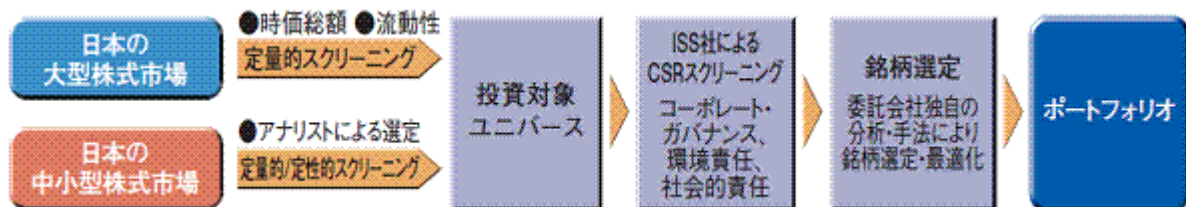
< 運用プロセス >

定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。

ISS社は、上記により構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。

ISS社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。

上記により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。



5. 年2回（原則として3月15日および9月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

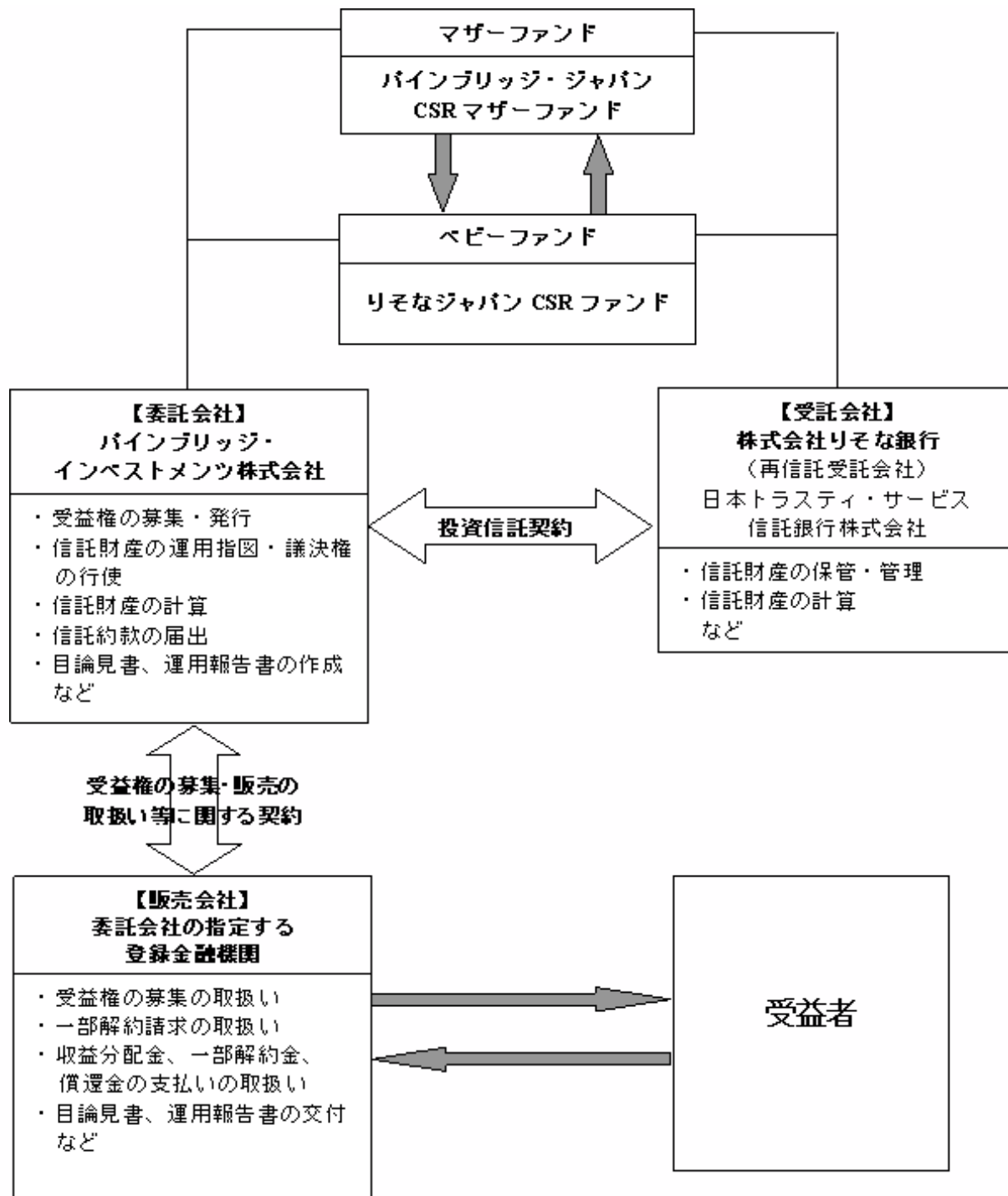
（２）【ファンドの沿革】

平成17年 3月18日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG/りそな ジャパンCSRファンド」から「りそなジャパン CSRファンド」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取決め等が定められています。

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額 2,150,000,000円（平成24年4月末日現在）

・ 会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・ 大株主の状況（平成24年4月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

- ・ 当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

運用方法

- １）マザーファンド受益証券への投資を通じて「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の取引所上場株式を対象にCSR（Corporate Social Responsibility：社会的責任）の観点を重視した運用を行います。
- ２）マザーファンドにおける投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の３つの概念からISS（Institutional Shareholder Services）社が調査・分析を行い提供される情報を参考に選定します。
- ３）TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- ４）マザーファンドのポートフォリオの構築にあたっては、委託会社独自の分析・手法を用います。
- ５）株式への実質投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。

資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権（イ．二．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたパインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンドの受益証券および次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限ります。また、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- １０．特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前記22. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券または証書、および13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券、および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

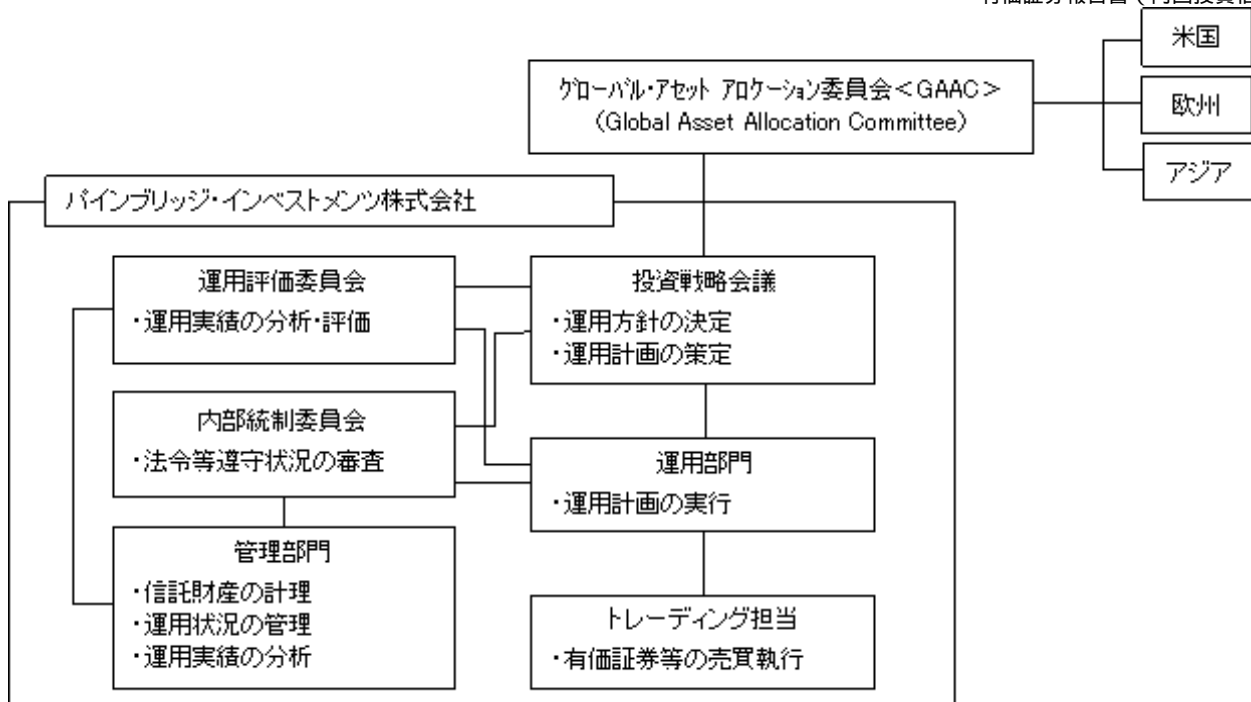
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この投資信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

- ・ 委託会社の運用体制



- 1) グローバル・アセット アロケーション委員会 (Global Asset Allocation Committee(GAAC))
 - ・世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。
 - ・毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。
 - ・定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。
- 2) 運用計画の決定と実行
 - ・月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンド毎の運用基本計画を決定します。
 - ・運用部門（17名）ファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し運用を実行します。
 - ・有価証券等の売買はトレーディング担当（2名）において執行されます。
- 3) パフォーマンスの評価とリスク管理
 - ・運用評価部（3名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
 - ・コンプライアンス部（5名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
 - ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
- 4) ファンドの関係法人に対する管理体制
 - ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社は、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成24年4月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回の決算時（原則として3月15日および9月15日、休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」ということがあります。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行い

ます。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（みなし配当等収益）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（売買益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 前記1)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- 4) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、決算日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受託会社は、収益分配金については原則として決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 5) 受託会社は、前記4)の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

・信託約款による投資制限

株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファ

ンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建て資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができますものとし、

同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券もしくは当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選

択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「（２）投資対象」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「（２）投資対象」に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「（２）投資対象」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えな

いものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとしします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとしします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、また、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

・法令上の投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）マザーファンドの概要〔パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド〕

1．基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

2．運用方法

（1）投資対象

わが国の取引所上場株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

「企業が社会的に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の取引所上場株式を対象にCSR（Corporate Social Responsibility：社会的責任）の観点を重視した運用を行います。

投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の3つの概念からISS（Institutional Shareholder Services）社が調査・分析を行い提供される情報を参考に選定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、以下のステップにより行うことを基本とします。

- 1）定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
- 2）ISS社は、構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。
- 3）ISS社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。
- 4）選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

株式への投資は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

（１）当ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である株式の価格は、一般に、経済・社会情勢、企業業績、発行企業の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

CSR評価の採用に関わるリスク

・CSR評価変動のリスク

当ファンドではCSR評価の調査分析において定評の高いISS社の調査情報に基づいて最終的な投資銘柄を決定しますが、事前に知り得ることができない情報の発覚などにより、CSR評価が著しく変化する可能性があります。一般的に不祥事などの発覚後には株価が大きく下落する傾向があり、この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

・CSR評価が株価の評価に反映されないリスク

CSRが企業評価の新しい「投資尺度」として定着しつつありますが、CSRは企業を評価する一つの基準に過ぎず、その他の要因によってのみ株価が変動する可能性もあり、必ずしも株価上昇効果をもたらす材料にはならないことがあります。また、CSR評価が高い銘柄であっても、株価が下落することがあります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。

その他のリスク・留意点

1．カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2．有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3．解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4．資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5．収益分配に関わるリスク

当ファンドは、年2回の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

6．繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. 取得申込、解約請求等に関するリスク

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消することがあります。

8. ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9. ベンチマークに関する留意点

当ファンドはTOPIX（東証株価指数）をベンチマーク（ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標）として使用しますが、ベンチマークは当ファンドの運用成果そのものを表すものではありません。また、当ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド（いわゆる「インデックス・ファンド」）ではありません。

10. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

11. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ）

なお、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はありません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜年1.8%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.890%（税抜1.8%）
委託会社	0.945%（税抜0.9%）
販売会社	0.840%（税抜0.8%）
受託会社	0.105%（税抜0.1%）

委託会社の受取る報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、投資信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する額、および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

<平成24年12月31日まで>

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

< 平成25年1月1日以降 >

普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率となります。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

< 平成24年12月31日まで >

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、益金不算入制度・配当控除が適用されます。

< 平成25年1月1日以降 >

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7.147%の税率は、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となります。

原則として、益金不算入制度・配当控除が適用されます。

1. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、自動けいぞく投資コースと一般コースの両方で取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2. 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成24年4月末現在のもので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年4月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,829,570,641	99.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		776,637	0.03
合計(純資産総額)		2,830,347,278	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(ご参考) パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド

(平成24年4月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,777,678,300	97.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		68,858,917	2.42
合計(純資産総額)		2,846,537,217	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄(平成24年4月27日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	パインブリッジ・ ジャパンCSR マザーファンド	3,485,122,111	0.8536	2,974,900,234	0.8119	2,829,570,641	99.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率(平成24年4月27日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考）パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄（平成24年4月27日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	319,100	433.00	138,170,300	387	123,491,700	4.34
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	113,900	888.00	101,143,200	836	95,220,400	3.35
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	28,300	3,435.00	97,210,500	3,245	91,833,500	3.23
日本	株式	ファナック	電気機器	6,500	15,200.00	98,800,000	13,590	88,335,000	3.10
日本	株式	住友商事	卸売業	77,100	1,244.00	95,912,400	1,140	87,894,000	3.09
日本	株式	T D K	電気機器	18,200	4,530.00	82,446,000	4,220	76,804,000	2.70
日本	株式	東レ	繊維製品	123,000	616.00	75,768,000	617	75,891,000	2.67
日本	株式	キャノン	電気機器	20,500	3,945.00	80,872,500	3,670	75,235,000	2.64
日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	65,300	1,118.00	73,005,400	1,112	72,613,600	2.55
日本	株式	味の素	食料品	69,000	990.00	68,310,000	1,033	71,277,000	2.50
日本	株式	伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	19,300	3,630.00	70,059,000	3,645	70,348,500	2.47
日本	株式	日揮	建設業	30,000	2,577.00	77,310,000	2,312	69,360,000	2.44
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	26,600	2,865.00	76,209,000	2,584	68,734,400	2.41
日本	株式	オリックス	その他金融業	8,910	8,460.00	75,378,600	7,680	68,428,800	2.40
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	22,100	3,295.00	72,819,500	2,896	64,001,600	2.25
日本	株式	三井不動産	不動産業	43,000	1,660.00	71,380,000	1,477	63,511,000	2.23
日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	41,000	1,503.00	61,623,000	1,518	62,238,000	2.19
日本	株式	日野自動車	輸送用機器	108,000	593.00	64,044,000	570	61,560,000	2.16
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	115	573,000.00	65,895,000	530,000	60,950,000	2.14
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	29,500	2,313.00	68,233,500	2,059	60,740,500	2.13
日本	株式	パイオニア	電気機器	141,800	411.00	58,279,800	406	57,570,800	2.02
日本	株式	S M C	機械	3,900	13,790.00	53,781,000	13,410	52,299,000	1.84
日本	株式	静岡銀行	銀行業	62,000	840.00	52,080,000	837	51,894,000	1.82
日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	15,700	3,395.00	53,301,500	3,285	51,574,500	1.81
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	108,000	473.00	51,084,000	459	49,572,000	1.74
日本	株式	電通	サービス業	19,900	2,628.00	52,297,200	2,463	49,013,700	1.72
日本	株式	マツダ	輸送用機器	369,000	140.00	51,660,000	131	48,339,000	1.70
日本	株式	中外製薬	医薬品	32,800	1,462.02	47,954,263	1,444	47,363,200	1.66
日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	25,000	2,037.00	50,925,000	1,845	46,125,000	1.62
日本	株式	丸紅	卸売業	77,000	620.00	47,740,000	558	42,966,000	1.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成24年4月27日現在）

種類	業種	投資比率（％）
株式	電気機器	13.97
	輸送用機器	13.38
	銀行業	10.47
	卸売業	7.07
	医薬品	5.53
	情報・通信業	5.02
	保険業	3.69
	化学	3.67
	小売業	3.27
	機械	3.17
	建設業	3.07
	食料品	2.84
	繊維製品	2.67
	ゴム製品	2.55
	その他金融業	2.40
	不動産業	2.23
	鉱業	2.14
	陸運業	2.14
	サービス業	1.72
	金属製品	1.38
	電気・ガス業	1.26
	精密機器	1.11
	その他製品	1.07
	証券、商品先物取引業	0.90
	鉄鋼	0.56
	海運業	0.30
	合計	97.58

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1期末 （平成17年9月15日）	（分配付）	632,182,479	（分配付）	11,349
	（分配落）	576,476,781	（分配落）	10,349
第2期末 （平成18年3月15日）	（分配付）	10,002,675,776	（分配付）	12,887
	（分配落）	8,527,909,761	（分配落）	10,987
第3期末 （平成18年9月15日）	（分配付）	15,772,097,830	（分配付）	10,465
	（分配落）	15,772,097,830	（分配落）	10,465
第4期末 （平成19年3月15日）	（分配付）	14,654,924,355	（分配付）	10,957
	（分配落）	13,451,165,825	（分配落）	10,057
第5期末 （平成19年9月18日）	（分配付）	11,814,277,218	（分配付）	9,619
	（分配落）	11,814,277,218	（分配落）	9,619
第6期末 （平成20年3月17日）	（分配付）	8,084,499,784	（分配付）	6,968
	（分配落）	8,084,499,784	（分配落）	6,968
第7期末 （平成20年9月16日）	（分配付）	7,592,242,698	（分配付）	6,842
	（分配落）	7,592,242,698	（分配落）	6,842
第8期末 （平成21年3月16日）	（分配付）	4,959,231,550	（分配付）	4,640
	（分配落）	4,959,231,550	（分配落）	4,640
第9期末 （平成21年9月15日）	（分配付）	5,948,958,768	（分配付）	5,794
	（分配落）	5,948,958,768	（分配落）	5,794
第10期末 （平成22年3月15日）	（分配付）	5,393,886,423	（分配付）	6,049
	（分配落）	5,393,886,423	（分配落）	6,049
第11期末 （平成22年9月15日）	（分配付）	4,190,743,838	（分配付）	5,201
	（分配落）	4,174,629,133	（分配落）	5,181
第12期末 （平成23年3月15日）	（分配付）	3,431,249,399	（分配付）	4,828
	（分配落）	3,417,036,859	（分配落）	4,808
第13期末 （平成23年9月15日）	（分配付）	2,964,714,616	（分配付）	4,580
	（分配落）	2,951,768,674	（分配落）	4,560
第14期末 （平成24年3月15日）	（分配付）	3,062,753,242	（分配付）	5,206
	（分配落）	3,050,986,871	（分配落）	5,186
平成23年4月末		3,817,283,568		5,491
5月末		3,693,197,436		5,386
6月末		3,636,872,819		5,418
7月末		3,567,221,217		5,405
8月末		3,140,978,366		4,822
9月末		3,013,638,478		4,674
10月末		2,959,511,000		4,650
11月末		2,770,521,224		4,429
12月末		2,748,977,095		4,447
平成24年1月末		2,787,994,866		4,570
2月末		2,997,313,646		5,023
3月末		3,022,148,378		5,177
4月末		2,830,347,278		4,922

【分配の推移】

期 間	1万口当たりの分配金
-----	------------

第1期	自 平成17年3月18日	1,000円
	至 平成17年9月15日	
第2期	自 平成17年9月16日	1,900円
	至 平成18年3月15日	
第3期	自 平成18年3月16日	0円
	至 平成18年9月15日	
第4期	自 平成18年9月16日	900円
	至 平成19年3月15日	
第5期	自 平成19年3月16日	0円
	至 平成19年9月18日	
第6期	自 平成19年9月19日	0円
	至 平成20年3月17日	
第7期	自 平成20年3月18日	0円
	至 平成20年9月16日	
第8期	自 平成20年9月17日	0円
	至 平成21年3月16日	
第9期	自 平成21年3月17日	0円
	至 平成21年9月15日	
第10期	自 平成21年9月16日	0円
	至 平成22年3月15日	
第11期	自 平成22年3月16日	20円
	至 平成22年9月15日	
第12期	自 平成22年9月16日	20円
	至 平成23年3月15日	
第13期	自 平成23年3月16日	20円
	至 平成23年9月15日	
第14期	自 平成23年9月16日	20円
	至 平成24年3月15日	

【収益率の推移】

期 間		収益率
第1期	自 平成17年3月18日	13.5%
	至 平成17年9月15日	
第2期	自 平成17年9月16日	24.5%
	至 平成18年3月15日	
第3期	自 平成18年3月16日	4.8%
	至 平成18年9月15日	
第4期	自 平成18年9月16日	4.7%
	至 平成19年3月15日	
第5期	自 平成19年3月16日	4.4%
	至 平成19年9月18日	
第6期	自 平成19年9月19日	27.6%
	至 平成20年3月17日	
第7期	自 平成20年3月18日	1.8%
	至 平成20年9月16日	
第8期	自 平成20年9月17日	32.2%
	至 平成21年3月16日	
第9期	自 平成21年3月17日	24.9%
	至 平成21年9月15日	
第10期	自 平成21年9月16日	4.4%
	至 平成22年3月15日	
第11期	自 平成22年3月16日	14.0%
	至 平成22年9月15日	
第12期	自 平成22年9月16日	6.8%
	至 平成23年3月15日	
第13期	自 平成23年3月16日	4.7%
	至 平成23年9月15日	
第14期	自 平成23年9月16日	14.2%
	至 平成24年3月15日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については前期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数
第1期	自 平成17年3月18日	915,488,169	358,431,189
	至 平成17年9月15日		
第2期	自 平成17年9月16日	8,512,507,870	1,307,638,454
	至 平成18年3月15日		
第3期	自 平成18年3月16日	8,167,312,494	857,765,848
	至 平成18年9月15日		
第4期	自 平成18年9月16日	953,079,078	2,649,457,336
	至 平成19年3月15日		
第5期	自 平成19年3月16日	928,737,439	2,022,219,253
	至 平成19年9月18日		
第6期	自 平成19年9月19日	104,120,396	783,415,892
	至 平成20年3月17日		
第7期	自 平成20年3月18日	53,080,231	559,569,844
	至 平成20年9月16日		
第8期	自 平成20年9月17日	44,370,276	452,006,142
	至 平成21年3月16日		
第9期	自 平成21年3月17日	22,812,704	443,360,866
	至 平成21年9月15日		
第10期	自 平成21年9月16日	11,245,664	1,361,781,812
	至 平成22年3月15日		
第11期	自 平成22年3月16日	41,728,315	901,483,367
	至 平成22年9月15日		
第12期	自 平成22年9月16日	26,688,721	977,771,210
	至 平成23年3月15日		
第13期	自 平成23年3月16日	37,128,820	670,427,957
	至 平成23年9月15日		
第14期	自 平成23年9月16日	18,880,172	608,665,488
	至 平成24年3月15日		

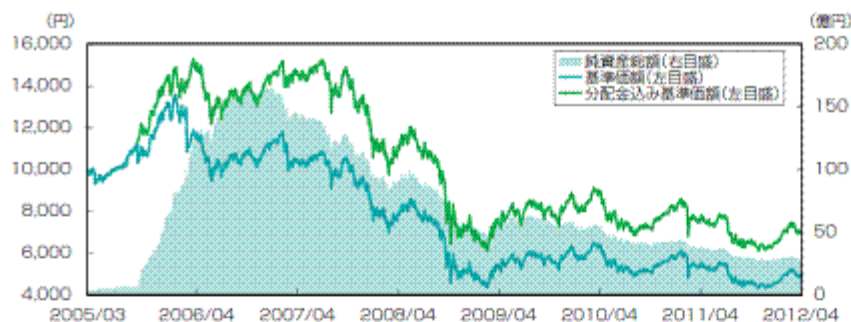
(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1期の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

基準価額・純資産の推移

(設定日～2012年4月末)



(2012年4月末現在)

基準価額	4,922円
純資産総額	2,830百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2012年3月	20円	2011年3月	20円	2010年3月	0円
2011年9月	20円	2010年9月	20円	設定来累計	3,880円

主要な資産の状況

(2012年4月末現在)

パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド	99.97%
キャッシュ等	0.03%

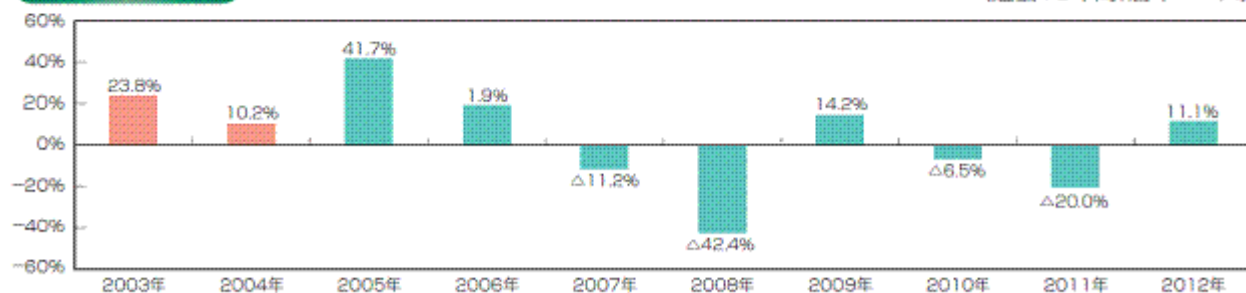
● パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.34
日本	日産自動車	輸送用機器	3.35
日本	アステラス製薬	医薬品	3.23
日本	ファナック	電気機器	3.10
日本	住友商事	卸売業	3.09
日本	TDK	電気機器	2.70
日本	東レ	繊維製品	2.67
日本	キヤノン	電気機器	2.64
日本	住友ゴム工業	ゴム製品	2.55
日本	味の素	食料品	2.50

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間、暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2005年は設定日(3月18日)から年末まで、2012年は年初から4月末までの騰落率を表示しています。なお、2004年以前はベンチマークの収益率を表示しています。ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間：平成24年6月15日（金）から平成25年6月14日（金）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

受益権の取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。

取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

収益分配金の受取方法により、収益分配金を税引後当ファンドに再投資する＜自動けいぞく投資コース＞と、収益分配時に収益分配金を受取る＜一般コース＞の2つのコースがあります。取得申込者は、取得申込時にいずれかのコースをご選択ください。原則として取得申込手続完了後にコースを変更することはできません。

＜自動けいぞく投資コース＞ 1万円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

前記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。取得申込者は、取得申込時に指定した金額から申込手数料を差し引いた残額で当ファンドの受益権を取得することになります。

定時定額購入取引および定期引出コースのお取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

＜一般コース＞ 1万口以上1万口単位

申込単位および取扱コースは、販売会社が定めますので、販売会社ごとに異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位（1万口単位の取得にかかる受益権については1万口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位および取扱コースは、販売会社が定めますので、販売会社ごとに異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。クローズド期間はありません。受益者が一部解

約の実行請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして算出された価額とします。

一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の基準価額とします。一部解約の価額は委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

解約代金のお支払いは、原則として、解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 2) 組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。マザーファンドにおける組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。
- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（下記「（5）その他 1）信託の終了」をご参照ください。）

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

- イ）委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ）委託会社は、前記イ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ）前記ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二）前記ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ）の投資信託契約の解約をしません。
- ホ）委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ）前記ハ）からホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ）の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「3）信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超え

るときは、前記1. の信託約款を変更しません。

5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取べき旨を請求することができます。

6) 運用報告書

委託会社は、原則として毎決算時（3月および9月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

<一般コース>の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<自動けいぞく投資コース>の収益分配金は、税引き後、決算日の翌営業日に自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成23年9月16日から平成24年3月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

りそなジャパンCSRファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (平成23年9月15日現在)	第14期 (平成24年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,392,686	31,817,649
親投資信託受益証券	2,939,098,997	3,056,750,100
未収入金	25,000,000	15,000,000
未収利息	79	61
流動資産合計	3,005,491,762	3,103,567,810
資産合計	3,005,491,762	3,103,567,810
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,945,942	11,766,371
未払解約金	6,924,083	13,909,603
未払受託者報酬	1,880,726	1,494,720
未払委託者報酬	31,972,337	25,410,245
流動負債合計	53,723,088	52,580,939
負債合計	53,723,088	52,580,939
純資産の部		
元本等		
元本	6,472,971,007	5,883,185,691
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,521,202,333	2,832,198,820
（分配準備積立金）	23,697,357	40,910,109
元本等合計	2,951,768,674	3,050,986,871
純資産合計	2,951,768,674	3,050,986,871
負債純資産合計	3,005,491,762	3,103,567,810

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	第14期 自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
営業収益		
受取利息	9,754	7,254
有価証券売買等損益	83,199,590	412,651,103
営業収益合計	83,189,836	412,658,357
営業費用		
受託者報酬	1,880,726	1,494,720
委託者報酬	31,972,337	25,410,245
営業費用合計	33,853,063	26,904,965
営業利益又は営業損失（ ）	117,042,899	385,753,392
経常利益又は経常損失（ ）	117,042,899	385,753,392
当期純利益又は当期純損失（ ）	117,042,899	385,753,392
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	31,873,092	5,740,447
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,689,233,285	3,521,202,333
剰余金増加額又は欠損金減少額	347,966,203	331,107,692
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	347,966,203	331,107,692
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,073,318	10,350,753
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,073,318	10,350,753
分配金	12,945,942	11,766,371
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,521,202,333	2,832,198,820

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期 (平成23年9月15日現在)	第14期 (平成24年3月15日現在)
1. 期首元本額	7,106,270,144円	6,472,971,007円
期中追加設定元本額	37,128,820円	18,880,172円
期中一部解約元本額	670,427,957円	608,665,488円
2. 受益権の総数	6,472,971,007口	5,883,185,691口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,521,202,333円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,832,198,820円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期 自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	第14期 自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	7,152,207円	31,202,121円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,292,759円	2,202,192円
分配準備積立金額	29,491,092円	21,474,359円
当ファンドの分配対象収益額	38,936,058円	54,878,672円
当ファンドの期末残存口数	6,472,971,007口	5,883,185,691口
1万口当たり収益分配対象額	60.15円	93.28円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	12,945,942円	11,766,371円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	第14期 自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 (平成23年9月15日現在)	第14期 (平成24年3月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第13期 (平成23年9月15日現在)	第14期 (平成24年3月15日現在)
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	116,293,858	405,012,226
合計	116,293,858	405,012,226

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第13期 (平成23年9月15日現在)	第14期 (平成24年3月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4560円 (4,560円)	0.5186円 (5,186円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成24年3月15日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド	3,581,009,958	3,056,750,100	
合計			3,581,009,958	3,056,750,100	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成23年9月15日現在)	(平成24年3月15日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		343,955	703,067
コール・ローン		39,564,894	34,296,020
株式		2,936,087,100	3,040,442,000
未収入金		-	114,004,229
未収配当金		558,800	4,269,550
未収利息		75	65
流動資産合計		2,976,554,824	3,193,714,931
資産合計		2,976,554,824	3,193,714,931
負債の部			
流動負債			
未払金		-	103,902,620
未払解約金		25,000,000	15,000,000
流動負債合計		25,000,000	118,902,620
負債合計		25,000,000	118,902,620
純資産の部			
元本等			
元本		3,985,921,670	3,602,148,651
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		1,034,366,846	527,336,340
元本等合計		2,951,554,824	3,074,812,311
純資産合計		2,951,554,824	3,074,812,311
負債純資産合計		2,976,554,824	3,193,714,931

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年9月15日現在)	(平成24年3月15日現在)
1. 期首元本額	4,443,028,493円	3,985,921,670円
期中追加設定元本額	3,556,011円	13,168,621円
期中一部解約元本額	460,662,834円	396,941,640円
元本の内訳		
ファンド名		
りそなジャパンCSRファンド	3,969,073,596円	3,581,009,958円
パインブリッジ日本株式SR I ファンド<DC>	16,848,074円	21,138,693円
合計	3,985,921,670円	3,602,148,651円
2. 受益権の総数	3,985,921,670口	3,602,148,651口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,034,366,846円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は527,336,340円であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年9月15日現在)	(平成24年3月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成23年9月15日現在)	(平成24年3月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	248,387,861	462,741,910
合計	248,387,861	462,741,910

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	（平成23年9月15日現在）	（平成24年3月15日現在）
1口当たり純資産額	0.7405円	0.8536円
（1万口当たり純資産額）	（7,405円）	（8,536円）

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成24年3月15日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	国際石油開発帝石	127	573,000.00	72,771,000	
	大和ハウス工業	9,000	1,105.00	9,945,000	
	日揮	30,000	2,577.00	77,310,000	
	千代田化工建設	18,000	1,077.00	19,386,000	
	山崎製パン	8,000	1,157.00	9,256,000	
	味の素	69,000	990.00	68,310,000	
	東レ	123,000	616.00	75,768,000	
	クラレ	16,800	1,215.00	20,412,000	
	旭化成	19,000	499.00	9,481,000	
	信越化学工業	5,100	4,710.00	24,021,000	
	J S R	6,100	1,732.00	10,565,200	
	宇部興産	205,000	242.00	49,610,000	
	ユニ・チャーム	2,200	4,205.00	9,251,000	
	アステラス製薬	28,300	3,435.00	97,210,500	
	エーザイ	2,500	3,345.00	8,362,500	
	参天製薬	5,500	3,400.00	18,700,000	
	住友ゴム工業	75,200	1,118.00	84,073,600	
	日本碍子	18,000	1,151.00	20,718,000	
	日立金属	16,000	1,046.00	16,736,000	
	リンナイ	1,400	5,920.00	8,288,000	
	日本発條	36,900	906.00	33,431,400	
	ナブテスコ	4,600	1,855.00	8,533,000	
	S M C	4,200	13,790.00	57,918,000	
	小松製作所	12,900	2,396.00	30,908,400	
	マキタ	6,500	3,545.00	23,042,500	
	日本電産	3,400	7,470.00	25,398,000	
	T D K	18,200	4,530.00	82,446,000	
	パイオニア	157,300	411.00	64,650,300	
	シスメックス	6,000	3,095.00	18,570,000	
	ファナック	6,800	15,200.00	103,360,000	
	京セラ	1,400	7,590.00	10,626,000	
	キャノン	20,500	3,945.00	80,872,500	
	東京エレクトロン	8,700	4,680.00	40,716,000	
	日産自動車	113,900	888.00	101,143,200	
	いすゞ自動車	119,000	473.00	56,287,000	
	日野自動車	108,000	593.00	64,044,000	
	マツダ	369,000	140.00	51,660,000	
	ダイハツ工業	41,000	1,503.00	61,623,000	
	本田技研工業	22,100	3,295.00	72,819,500	
	島津製作所	44,000	732.00	32,208,000	
	東京瓦斯	70,000	393.00	27,510,000	
	大阪瓦斯	27,000	324.00	8,748,000	
	西日本旅客鉄道	19,000	3,395.00	64,505,000	
	ヤマトホールディングス	16,800	1,306.00	21,940,800	
	商船三井	56,000	373.00	20,888,000	
	野村総合研究所	25,000	2,037.00	50,925,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	19,300	3,630.00	70,059,000	
	大塚商会	2,700	6,230.00	16,821,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	60	141,200.00	8,472,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	33	289,200.00	9,543,600	

	丸紅	77,000	620.00	47,740,000	
	三井物産	23,400	1,414.00	33,087,600	
	日立ハイテクノロジーズ	8,900	1,967.00	17,506,300	
	住友商事	77,100	1,244.00	95,912,400	
	三菱商事	5,900	1,990.00	11,741,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	17,500	2,350.00	41,125,000	
	しまむら	5,200	8,850.00	46,020,000	
	ニトリホールディングス	2,600	6,960.00	18,096,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	319,100	433.00	138,170,300	
	三井住友フィナンシャルグループ	26,600	2,865.00	76,209,000	
	横浜銀行	93,000	406.00	37,758,000	
	静岡銀行	62,000	840.00	52,080,000	
	スルガ銀行	22,000	813.00	17,886,000	
	野村ホールディングス	102,400	400.00	40,960,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	13,000	1,526.00	19,838,000	
	第一生命保険	271	116,500.00	31,571,500	
	東京海上ホールディングス	29,500	2,313.00	68,233,500	
	オリックス	8,910	8,460.00	75,378,600	
	三井不動産	43,000	1,660.00	71,380,000	
	電通	26,600	2,628.00	69,904,800	
小計		2,962,501		3,040,442,000	
合計				3,040,442,000	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成24年4月27日現在）

資産総額	2,840,490,817 円
負債総額	10,143,539 円
純資産総額（ - ）	2,830,347,278 円
発行済数量	5,750,872,305 口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.4922 円 (4,922 円)

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。以下同じ。

（ご参考）パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド

（平成24年4月27日現在）

資産総額	2,878,841,997 円
負債総額	32,304,780 円
純資産総額（ - ）	2,846,537,217 円
発行済数量	3,506,198,810 口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.8119 円 (8,119 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

名義書換

該当事項はありません。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限

該当事項はありません。

受益権の譲渡

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 前記1. の申請のある場合には、前記1. の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
3. 前記1. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等

において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成24年4月末日現在）

- ・資本金の額 2,150,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 41,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）
 - 平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
 - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。
- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

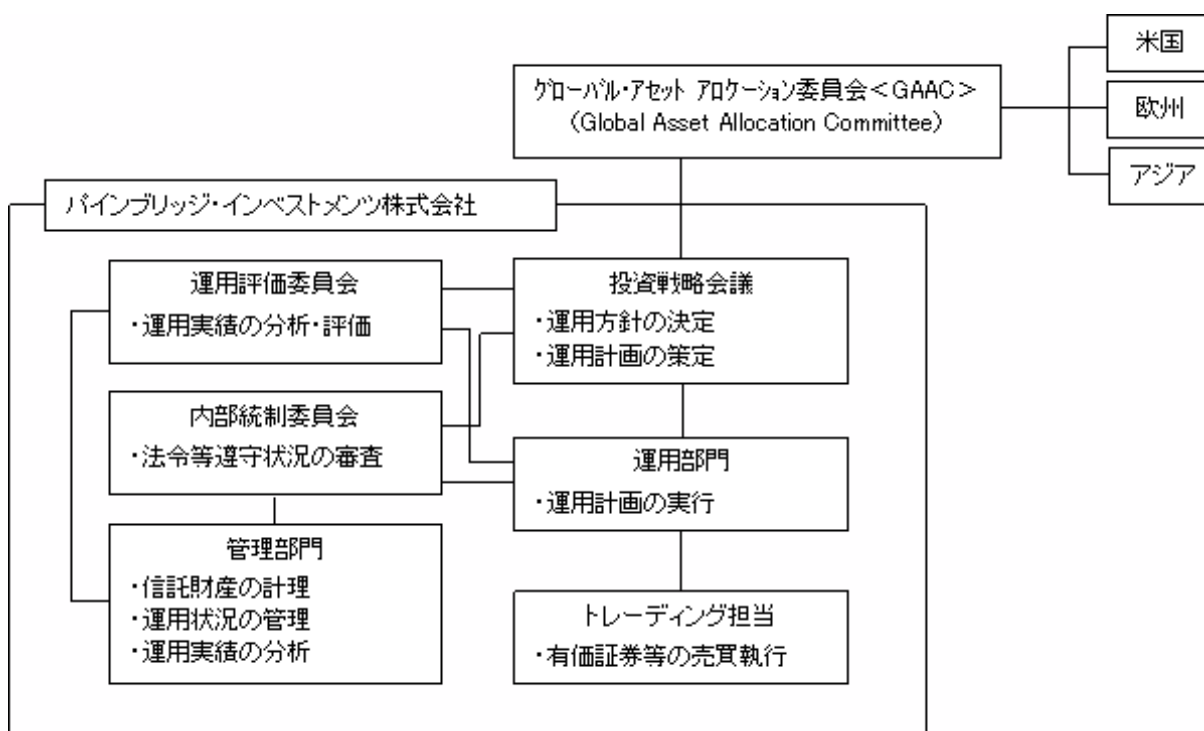
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee(GAAC)：定期的に一堂に会しての開催も行われます。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



前記運用体制等は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年4月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	4	9,105 百万円
追加型株式投資信託	66	539,132 百万円
合計	70	548,238 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
3. 当社は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び、第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。
また、当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
資 産 の 部			
科目	注記番号	内訳	金額
I 流動資産		千円	千円
現金・預金	4	4,677,651	4,622,729
前払費用		267,743	65,816
未収入金		83,516	512,419
未収委託者報酬		251,268	223,157
未収運用受託報酬	3	1,014,001	375,408
未収販売手数料		9,345	8,613
立替金		20,603	11,913
繰延税金資産		23,122	69,966
短期貸付金	3	280,373	249,376
未収還付法人税等		-	2,054
未収消費税等		-	4,207
その他		-	81,207
流動資産計		6,627,628	6,226,870
II 固定資産			
有形固定資産		179,547	229,171
建物	1	54,729	-
建物附属設備	1	77,016	160,969
工具器具備品	1	47,801	67,992
建設仮勘定		-	208
無形固定資産		797,996	435,597
のれん	2	590,503	330,804
ソフトウェア	2	203,000	96,050
ソフトウェア仮勘定		617	4,867
電話加入権		3,875	3,875
投資その他の資産		485,548	751,701
投資有価証券		91,460	90,850
その他の関係会社有価証券		-	70,239
敷金保証金		349,691	198,779
長期前払費用		1,200	800
預託金		314	314
繰延税金資産		42,881	390,717
固定資産計		1,463,092	1,416,470
III 繰延資産			
株式交付費		3,326	1,109
繰延資産計		3,326	1,109
資産合計		8,094,046	7,644,450

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
負債の部			
科目	注記番号	内訳	金額
I 流動負債			千円
未払金			
未払収益分配金		1,692	1,692
未払償還金		3,500	3,500
未払手数料		107,325	95,160
未払金		245,356	28,269
その他未払金		100,466	94,056
未払費用	3		
未払法人税等		62,111	-
未払消費税等		25,514	-
預り金		46,607	130,234
前受収益		-	42,000
賞与引当金		111,343	99,703
役員賞与引当金		2,900	2,900
流動負債計		1,762,712	1,333,923
II 固定負債			
退職給付引当金		320,840	228,211
役員退職慰労引当金		11,710	13,776
その他		-	7,479
固定負債計		332,551	249,468
負債合計		2,095,264	1,583,391
純資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
I 株主資本			
資本金			2,150,000
資本剰余金			
資本準備金		823,989	823,989
資本剰余金 合計		823,989	823,989
利益剰余金			
利益準備金		265,112	265,112
その他利益剰余金			
任意積立金		230,000	230,000
繰越利益剰余金		2,534,744	2,603,036
利益剰余金 合計		3,029,857	3,098,149
株主資本合計		6,003,847	6,072,138
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		5,065	11,080
評価・換算差額等合計		5,065	11,080
純資産合計		5,998,782	6,061,058
負債・純資産合計		8,094,046	7,644,450

(2)【損益計算書】

				第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
期別							
科目			注記番号	内訳	金額	内訳	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	2		千円		千円
		委託者報酬		8,117,264		8,220,999	
		運用受託報酬		3,835,286		2,533,570	
		その他営業収益		172,448		173,162	
		営業収益計		12,124,999		10,927,732	
		営業費用					
		支払手数料		3,616,513		3,707,944	
		広告宣伝費		40,094		48,577	
		公告費		1,597		1,597	
		調査費					
		調査費		623,723		519,507	
		委託調査費		3,654,128	4,277,851	2,687,339	3,206,847
		委託計算費			276,891		119,564
		営業雑経費					
		通信費		47,812		29,679	
		印刷費		197,621		140,129	
		協会費		16,350		19,563	
		図書費		5,019	266,804	3,124	192,497
		営業費用計			8,479,752		7,277,029
		一般管理費					
	給料						
	役員報酬	1	29,000		29,000		
	給料・手当		1,583,551		1,439,684		
	賞与		236,085		331,627		
	賞与引当金繰入額		111,343		42,207		
	役員賞与		2,780		12,255		
	役員賞与引当金繰入額		2,900	1,965,659	2,900	1,857,676	
	交際費			7,501		4,571	
	寄付金			1,561		2,061	
	旅費交通費			37,167		39,775	
	租税公課			24,893		26,100	
	不動産賃借料			359,953		420,027	
	退職給付費用			137,133		115,820	
	退職金			36,982		47,375	
	役員退職慰労引当金繰入額			17,735		2,066	
	固定資産減価償却費			135,338		116,866	
	業務委託費	2		915,793		701,950	
	諸経費			139,984		161,461	
	一般管理費計			3,779,706		3,495,752	
		営業利益又は営業損失（ ）				134,458	
	営業外損益の部	営業外収益					
受取利息				17,536		10,129	
為替差益				82,635		-	
雑収入				4,545		15,429	
営業外収益計				104,716		25,558	
営業外費用							
為替差損				-		73,443	
雑損失				290		6,313	
株式交付費償却			2,816		2,616		
営業外費用計			3,106		82,372		
経常利益又は経常損失（ ）					32,849		98,137
特別利益							
過年度賞与引当金繰入額修正					-		16,314
過年度固定資産償却費修正					-		25,473
債務保証損失引当金戻入益					156,824		-
退職給付引当金戻入益					135,585		-
特別利益計					292,410		41,787

特別損失					
固定資産除却損	3		10,377		195,588
過年度運用受託報酬修正			-		6,265
特別損失計			10,377		201,854
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			249,185		61,930
法人税、住民税及び事業税			5,555		2,056
過年度法人税等			48,579		-
法人税等調整額			42,967		132,278
当期純利益又は当期純損失（ ）			152,082		68,291

(3)【株主資本等変動計算書】

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	-	-	152,082
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	664	664	664
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	664	664	152,746
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:千円)

(単位:円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	68,291	68,291	68,291	-	-	68,291
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	6,015	6,015	6,015
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	68,291	68,291	68,291	6,015	6,015	62,276
平成23年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,603,036	3,098,149	6,072,138	11,080	11,080	6,061,058

（重要な会計方針）

期 別 科 目	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	(1)有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 1. ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 2. のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間(20年)で償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	(3)長期前払費用 定額法により償却しております。 株式交付費 定額法により3年間で償却しております。	(3)長期前払費用 同 左 株式交付費 同 左
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (追加情報) 当社は、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退しました。これに伴い、過剰となった退職給付引当金を取り崩しており、特別利益として計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。 (追加情報) 投資信託が立替金を全額回収し当社の債務保証債務が解消されたため、当事業年度に引当金を取り崩し、特別利益に債務保証損失引当金戻入益を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 同 左 - (4)役員退職慰労引当金 同 左 - 同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。	同 左

（会計方針の変更）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
--------------------------------------	--------------------------------------

-	資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）、及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準摘要指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴い、当事業年度の営業利益、経常利益が4百万円減少、税引前当期純損失が4百万円増加しております。
---	--

（追加情報）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
（株主変更に関する事項） 平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。	（海外子会社株式取得に係る事項） 当社は平成23年6月21日現在アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式取得を予定しております。当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 7,824 千円 建物附属設備 53,680 千円 工具器具備品 84,809 千円 2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 60,109 千円 のれん 62,587 千円 3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 前払費用 211,003 千円 未払費用 529,843 千円 4 信託資産 現金・預金のうち、20,161千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12,609 千円 工具器具備品 68,711 千円 2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 122,289 千円 のれん 56,478 千円 3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 短期貸付金 249,376 千円 未収運用受託報酬 89,807 千円 未払費用 374,512 千円 4 信託資産 現金・預金のうち、20,170千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内 2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 1,792,214 千円 業務委託費 843,948 千円 3 固定資産除却損は、建物附属設備9,517千円、工具器具備品859千円であります。	1 役員報酬の範囲額 同左 2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 799,201 千円 業務委託費 569,122 千円 3 固定資産除却損は、建物52,990千円、建物附属設備67,732千円、工具器具備品15,254千円、ソフトウェア59,610千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(1) 未経過リース料期末残高相当額	(1) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 256,490 千円	1年内 210,367 千円
1年超 - 千円	1年超 683,692 千円
合計 256,490 千円	合計 894,059 千円

（金融商品に関する注記）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日																																																																															
（追加情報） 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。 1.金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。 2.金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 （単位：千円） <table><tr><th>貸借対照表計上額（*）</th><th>時価（*）</th><th>差額</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,677,651</td><td>4,677,651</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収運用受託報酬</td><td>1,014,001</td><td>1,014,001</td><td>-</td></tr><tr><td>3) 未払費用</td><td>(1,055,894)</td><td>(1,055,894)</td><td>-</td></tr></table> （*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。 （注） 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 5年以内</th><th>5年超 10年以内</th><th>10年超</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,677,651</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収運用受託報酬</td><td>1,014,001</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,691,652</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額	1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-	3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-	合計	5,691,652	-	-	-	- 1.金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。 2.金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 （単位：千円） <table><tr><th>貸借対照表計上額（*）</th><th>時価（*）</th><th>差額</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,622,729</td><td>4,622,729</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収入金</td><td>512,419</td><td>512,419</td><td>-</td></tr><tr><td>3) 未収運用受託報酬</td><td>375,408</td><td>375,408</td><td>-</td></tr><tr><td>4) 未払費用</td><td>(836,407)</td><td>(836,407)</td><td>-</td></tr></table> （*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。 （注） 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 5年以内</th><th>5年超 10年以内</th><th>10年超</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,622,729</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収入金</td><td>512,419</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>3) 未収運用受託報酬</td><td>375,408</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,510,556</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額	1) 現金・預金	4,622,729	4,622,729	-	2) 未収入金	512,419	512,419	-	3) 未収運用受託報酬	375,408	375,408	-	4) 未払費用	(836,407)	(836,407)	-		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1) 現金・預金	4,622,729	-	-	-	2) 未収入金	512,419	-	-	-	3) 未収運用受託報酬	375,408	-	-	-	合計	5,510,556	-	-	-
貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額																																																																														
1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-																																																																													
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-																																																																													
3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-																																																																													
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																																																																												
1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-																																																																												
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-																																																																												
合計	5,691,652	-	-	-																																																																												
貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額																																																																														
1) 現金・預金	4,622,729	4,622,729	-																																																																													
2) 未収入金	512,419	512,419	-																																																																													
3) 未収運用受託報酬	375,408	375,408	-																																																																													
4) 未払費用	(836,407)	(836,407)	-																																																																													
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																																																																												
1) 現金・預金	4,622,729	-	-	-																																																																												
2) 未収入金	512,419	-	-	-																																																																												
3) 未収運用受託報酬	375,408	-	-	-																																																																												
合計	5,510,556	-	-	-																																																																												

（有価証券関係）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの	1. その他の関係会社有価証券

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
投資信託受益証券	100,000	91,460	8,540

2. 当事業年度に売却したその他有価証券
該当ありません

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
その他の関係会社有価証券	70,239

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
投資信託受益証券	102,000	90,850	11,150

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

売却額： 998 千円
売却益の合計額： - 千円
売却損の合計額： 1 千円

(デリバティブ関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

（セグメント情報等）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在																	
-	（追加情報） 当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。 1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。 2.関連情報 （1）製品及びサービス毎の情報 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr><tr><td>外部顧客への売上高</td><td>8,220,999</td><td>2,533,570</td><td>173,162</td></tr></table> （2）地域毎の情報 営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90％超であるため、記載を省略しております。 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客毎の情報 <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>売上高（千円）</th><th>関連するセグメント名</th></tr><tr><td>年金バランス50ファンド（適格機関投資家向け）</td><td>1,110,164</td><td>-</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>2,407,499</td><td>-</td></tr></table> 当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10％以上のものを記載しております。		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162	顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名	年金バランス50ファンド（適格機関投資家向け）	1,110,164	-	パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益															
外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162															
顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名																
年金バランス50ファンド（適格機関投資家向け）	1,110,164	-																
パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-																

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、前事業年度末及び当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	320,840	228,211
(2) 年金資産	0	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	320,840	228,211
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	320,840	228,211
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	320,840	228,211

3. 退職給付費用の内訳

	第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	137,133	115,820
(1) 勤務費用	136,948	115,820
(2) 利息費用	1,288	-
(3) 運用収益（減算）	1,103	-
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-

(税効果会計関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払金否認	未払金否認
未払費用否認	未払費用否認
未払事業税	未払事業税
未払社会保険料否認	賞与引当金繰入超過額
賞与引当金繰入超過額	資産調整勘定
業務委託費損金算入否認額	繰延資産
一括償却資産	退職給付引当金繰入超過額
のれん償却認容	役員退職慰労引当金繰入超過額
繰延資産	資産除去債務
退職給付引当金繰入超過額	その他有価証券評価差額金
役員退職慰労引当金繰入超過額	繰越欠損金
その他有価証券評価差額金	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
住民税均等割	住民税均等割
評価性引当金の増減額	評価性引当金の増減額
過年度法人税等	のれんの償却
その他	支払事業税
	その他有価証券評価差額金
	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

関連当事者との取引に関する注記

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額 （注5）	科目	期末残高 （注5）
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社	エイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープ （注1）（注2）	アメリカ、デラウェア州	千USドル 1	持株会社	被所有 間接100%	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 843,948	-	-

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額 （注5）	科目	期末残高 （注5）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー 日本支店 （注2）	（本社）アメリカ、デラウェア州 （支店）東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 1,455,942	未収運用受託報酬	千円 367,336
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 1,882,413	未払費用	千円 33,406
親会社の子会社	エイアイジー・スター生命保険株式会社 （注2）	（本社）東京都墨田区	千円 45,000,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 355,819	未収運用受託報酬	千円 84,310
親会社の子会社	AIGエジソン生命保険株式会社 （注2）	（本社）東京都墨田区	千円 121,414,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 442,696	未収運用受託報酬	千円 112,153
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC （注1）	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *4	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 280,373
								役務提供に対する対価支払	千円 13,912	前払費用	千円 211,003
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC （注1）（注3）	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資会社	-	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払 *1	千円 1,792,214	未払費用	千円 168,085
			千スターリングポンド						千円		千円

間接親 会社の兄 弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド（注1）（注4）	イギリス、ロンドン	200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 ^{*1}	879,449	未払費用	361,758
--------------------	--------------------------------------	-----------	-----	--------	---	---	----------	------------------------	---------	------	---------

- （注1）平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、間接親会社であるエイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープが当社の関連当事者でなくなり、パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが新たに関連当事者となりました。
- （注2）平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、これらの会社は当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。
- （注3）平成22年3月26日付けで、当時の当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープはブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に全株式を譲渡したため、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは当社の関連当事者ではなくなりました。パインブリッジ・インベストメンツLLCはエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープからスプリットした会社であり、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープと行っていた取引のほぼ全てを引き継いだため、年間取引額を同社へ表示しております。
- （注4）平成21年12月1日付けで、エイアイジー・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドからパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに社名変更しております。
- （注5）消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 貸付金は300万米ドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成22年9月24日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

親会社

ブリッジ・パートナーズL.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額 ^{*1}	科目	期末残高 ^{*1}
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 ^{*2}	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 249,376
								役務提供に対する対価支払	千円 569,122	未収入金	千円 37,366
			千USドル						千円		千円

間接親会社 の兄弟 会社	パインブリッジ・ インベストメンツ LLC	アメリカ、ニュー ヨーク州	2	投資運 用会社	-	-	一任及び 助言契約	一任及び 助言業務 報酬の受 取 *3	107,909	未収運用 受託報酬	89,807
間接親会社 の兄弟 会社	パインブリッジ・ インベストメンツ ・ヨーロッパ・リ ミテッド	イギリス、ロンドン	千スター リング 200	投資運 用会社	-	-	一任及び 助言契約	委託調査 費の支払 *4	千円 799,201	未払費用	千円 374,512
親会社 の兄弟 会社	パインブリッジ・ インベストメンツ ・サービスイズ・ リミテッド	アイルランド、ダ ブリン	USドル 1	業務請 負会社	-	-	役務提供	金銭の貸 付 *5	千USドル 1,000	短期 貸付金	千円 -
兄弟会社	パインブリッジ・ ジャパン・キャピ タル・インベスト メント株式会社	日本、東京	千円 457,800	投資運 用会社	-	-	役務提供	金銭の貸 付 *6	千円 90,000	短期 貸付金	千円 -

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 貸付金は3,000千USドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成23年6月20日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR3ヶ月物プラス1.5%を日割り計算で計算されます。
- *3 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *5 貸付金1,000千USドルは期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年12月17日から平成23年1月31日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。
- *6 貸付金90,000千円は期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年4月13日から平成22年10月8日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

親会社

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.(金融商品取引所に上場しておりません)

(1株当たり情報)

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当り純資産額	146,311.76 円	1株当り純資産額	147,830.69 円
1株当り当期純利益	3,709.34 円	1株当り当期純利益	1,665.65 円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当り当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
当期純利益(千円)	152,082	当期純利益(千円)	68,291
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-

普通株主に係る当期純利益（千円）	152,082	普通株主に係る当期純利益（千円）	68,291
普通株式の期中平均株式数	41,000	普通株式の期中平均株式数	41,000

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第27期中間会計期間末
(平成23年9月30日現在)

科 目	注記番号	金 額
(資 産 の 部)		千円
流 動 資 産		
現金・預金	*1	5,034,495
前払費用		50,526
未収入金		49,029
未収委託者報酬		169,793
未収運用受託報酬		345,598
未収販売手数料		7,704
未収消費税等	*3	2,414
短期貸付金		231,120
その他		131,461
流動資産 計		6,022,143
固 定 資 産		
有形固定資産	*2	
建物附属設備		161,741
工具器具備品		70,428
有形固定資産 計		232,169
無形固定資産		
電話加入権		3,875
ソフトウェア		115,196
のれん		321,122
無形固定資産 計		440,193
投資その他の資産		
投資有価証券		89,702
その他の関係会社有価証券		70,239
敷金保証金		198,952
長期前払費用		599
預託金		274
投資その他の資産 計		359,768
固定資産 計		1,032,132
繰 延 資 産		
株式交付費		277
繰延資産 計		277
資 産 合 計		7,054,553

第27期中間会計期間末
(平成23年9月30日現在)

科 目	注記番号	金 額
(負 債 の 部)		千円
流 動 負 債		
預り金		20,044
未払金		560,781
未払費用		761,396

未払法人税等		5,374
賞与引当金		247,092
役員賞与引当金		7,750
その他		91,735
流動負債 計		1,694,173
固 定 負 債		
退職給付引当金		250,087
役員退職慰労引当金		15,366
その他固定負債		10,287
固定負債 計		275,740
負 債 合 計		1,969,914
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本		
資本金		2,150,000
資本剰余金		
資本準備金		823,989
資本剰余金 合計		823,989
利益剰余金		
利益準備金		265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		230,000
繰越利益剰余金		1,627,833
利益剰余金 合計		2,122,946
株主資本合計		5,096,936
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		12,297
評価・換算差額等合計		12,297
純 資 産 合 計		5,084,638
負 債 ・ 純 資 産 合 計		7,054,553

(2)中間損益計算書

第27期中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

科 目	注記番号	金 額	
営 業 収 益			千円
委託者報酬		3,470,268	
運用受託報酬		468,698	
その他営業収益		105,625	
営業収益 計			4,044,591
営業費用及び一般管理費	*1		4,446,341

営業損失			401,749
営業外収益			
受取利息		2,446	
雑収入		2,879	
営業外収益 計			5,326
営業外費用			
為替差損		85,708	
株式交付費償却		1,031	
雑損		26,204	
営業外費用 計			112,944
経常損失			509,367
特別損失			
投資有価証券売却損		24	
固定資産除却損	*2	3,817	
特別損失 計			3,841
税引前中間純損失			513,208
法人税、住民税及び事業税			1,378
法人税等調整額			460,615
中間純損失			975,202

(3)中間株主資本等変動計算書

第27期中間会計期間

自 平成23年4月 1日

至 平成23年9月30日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	2,150,000
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	2,150,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	823,989
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	823,989
資本剰余金合計	当期首残高	823,989
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	823,989
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	265,112
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	当期首残高	230,000
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	230,000
繰越利益剰余金	当期首残高	2,603,036
	当中間期変動額	
	中間純損失	975,202
	当中間期変動額合計	975,202
	当中間期末残高	1,627,833
利益剰余金合計	当期首残高	3,098,149
	当中間期変動額	
	中間純損失	975,202
	当中間期変動額合計	975,202
	当中間期末残高	2,122,946
株主資本合計		
	当期首残高	6,072,138
	当中間期変動額	
	中間純損失	975,202
	当中間期変動額合計	975,202
	当中間期末残高	5,096,936
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	11,080
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	1,216
	当中間期変動額合計	1,216
	当中間期末残高	12,297
評価・換算差額等合計		
当期首残高		11,080

	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	1,216
	当中間期変動額合計	1,216
	当中間期末残高	12,297
純資産合計	当期首残高	6,061,058
	当中間期変動額	
	中間純損失	975,202
	株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	1,216
	当中間期変動額合計	976,418
	当中間期末残高	5,084,638

（注）記載金額は千円未満切捨てて表示しております。

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) その他有価証券（時価のあるもの） 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） (2) その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2) 無形固定資産 1. ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 2. のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間（20年）で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 定額法により、3年で償却しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末退職金要支給額を計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な会計事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

	第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
--	--

1. 海外子会社株式取得に係る事項	平成22年10月13日の取締役会で、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式を取得することを決議しました。株式譲渡契約上、当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。
2. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表関係）

	第27期 中間会計期間末 平成23年9月30日現在				
*1. 信託資産	現金・預金のうち、20,174千円は直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。				
*2. 有形固定資産の減価償却累計額	<table> <tr> <td>建 物 附 属 設 備</td><td>27,930 千円</td></tr> <tr> <td>工 具 器 具 備 品</td><td>82,977 千円</td></tr> </table>	建 物 附 属 設 備	27,930 千円	工 具 器 具 備 品	82,977 千円
建 物 附 属 設 備	27,930 千円				
工 具 器 具 備 品	82,977 千円				
*3. 消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未収消費税等として表示しております。				

（中間損益計算書関係）

	第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日				
*1. 減価償却実施額	<table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>30,814 千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>31,820 千円</td></tr> </table>	有形固定資産	30,814 千円	無形固定資産	31,820 千円
有形固定資産	30,814 千円				
無形固定資産	31,820 千円				
*2. 固定資産除却損	<table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>194 千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>3,623 千円</td></tr> </table>	有形固定資産	194 千円	無形固定資産	3,623 千円
有形固定資産	194 千円				
無形固定資産	3,623 千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

	第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日					
1. 発行済株式に関する事項	株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数	摘要
	普通株式(株)	41,000	-	-	41,000	
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。					

（リース取引関係）

第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
（1）未経過リース料中間会計期間末残高相当額	
1年内	213,755 千円
1年超	578,508 千円
合計	792,263 千円

（金融商品関係）

第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日			
金融商品の時価等に関する事項			
当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。			
（単位：千円）			
	中間貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
1) 現金・預金	5,034,495	5,034,495	-
2) 未収運用受託報酬	345,598	345,598	-
3) 未払金	(560,781)	(560,781)	-
4) 未払費用	(761,396)	(761,396)	-
（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。			
（注）			
金融商品の時価の算定方法に関する事項			
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			

（有価証券関係）

第27期 中間会計期間末 平成23年9月30日現在			
1. その他の関係会社有価証券			
(単位：千円)			
区分	中間貸借対照表計上額		
その他の関係会社有価証券	70,239		
上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。			
2. その他有価証券で時価のあるもの			
単位：千円			
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	102,000	89,702	12,298
投資有価証券			

（デリバティブ取引関係）

第27期 中間会計期間末 平成23年9月30日現在
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1株当たり純資産額	124,015円58銭
1株当たり中間純損失	23,785円43銭
(注)	
1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
中間損益計算書上の中間純損失	975,202千円
普通株式に係る中間純損失	975,202千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	41,000株

（セグメント情報等）

第27期 中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への売上高	3,470,268	468,698	105,625

(2) 地域毎の情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
年金バランス 50 ファンド（適格機関投資家向け）	477,549	-
パインブリッジ新成長国債券プラス	945,807	-

当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。

（重要な後発事象）

第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
親会社の子会社に対する貸付	
当社は、PineBridge Investments Holdings U.S.LLCに対して、下記の通り貸付を行うことを決議致しました。	
1 貸付金額	1,170,000,000円
2 貸付日	平成23年12月16日
3 返済期日	平成24年3月31日
4 利率	TIBOR+1.0%
5 取締役会決議日	平成23年12月6日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- 1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- 2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- 3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4)5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- 4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5) 前記3)4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1)「受託会社」

名称及び資本金の額

株式会社りそな銀行 279,928百万円（平成23年9月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2)「販売会社」

名称及び資本金の額

株式会社りそな銀行 279,928百万円（平成23年9月末日現在）

株式会社埼玉りそな銀行 70,000百万円（平成23年9月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1)「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2)「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1)「受託会社」

該当事項はありません。

2)「販売会社」

該当事項はありません。

参考情報 再信託受託会社の概要（平成24年4月1日現在）

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円

資本構成：三井住友トラスト・ホールディングス株式会社66.66%、
株式会社りそな銀行33.33%

業務の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

平成23年12月14日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書 提出

独立監査人の監査報告書

平成24年4月25日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなジャパンCSRファンドの平成23年9月16日から平成24年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなジャパンCSRファンドの平成24年3月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。